







平成 14 年 10 月 9 日

課 長	課長補佐	係 長	係
		 	 

私学係長

平成 14 年度事務改善提案（9 月分）の具体化の検討について（回答）

（伺）

「新旧対照表を使った法令改正の導入について」の事務改善提案について、検討依頼があったので、別紙のとおり導入しない旨回答したい。

14.10.10 回答

平成14年度事務改善提案募集具体化検討表

整理番号	14-43	関係部局	総務部
テーマ	新旧対照表を使った法令改正の導入について		
提案概要	1. 改正案文の参考資料として作成してきた左右新旧対照表を、原則そのまま、法令の改正案文として使用するよう改正する。		

[検討内容]

部局名 総務部

提案項目 14-43

検討結果	検討結果の概要
1 導入に向けて検討 2 導入予定 3 導入済 ④ 導入しない	本県の条例その他の県の法規の改正案は、内閣法制局の法制執務の方式に準じており、他の都道府県においても、鳥取県を除き、内閣法制局の方式に準じた方式をとっている。 左右新旧対照表を法令の改正案文として使用することは、法制執務上確立されたものではなく、立法技術的な面からも全く問題がないとの確証が得られていないことや、国においてもそのような考えがないことから、現時点では、このような方式を採用する考えはない。

提案項目

検討結果	検討結果の概要
1 導入に向けて検討 2 導入予定 3 導入済 4 導入しない	

提案項目

検討結果	検討結果の概要
1 導入に向けて検討 2 導入予定 3 導入済 4 導入しない	

(注)

- ・提案概要の提案項目毎に記入してください。
- ・検討結果の概要欄には、検討結果1～3については、導入(予定)内容や導入(予定)時期等、4については、導入しない理由等を必ず記載してください。
- 参考となる資料等があれば添付してください。

参 考

【内閣法制局の法制執務の方式】

- 1 我が国の法令改正は、例えば「A法の一部を改正する法律」というような名称の独立した法令を制定し、それによって、元の「A法」の一部を改正するという方式がとられている。
- 2 この法令の一部改正は、前述の一部改正法において、次のように、元の法令を改正するように具体的に指示し、それが元の法律に溶け込むことによって行われる。
 - ①字句の修正
 - ・ 字句の訂正 第何条中「〇〇」を「××」に改める。
 - ・ 字句の追加 第何条中「〇〇」の下に「××」を加える。
 - ・ 字句の削除 第何条中「〇〇」を削る。
 - ②条項号の移動、追加、削除
(例えば、3項建ての条の第2項と第3項を1項ずつ繰り下げ、第1項の次に1項を加える場合)
 - ・ 第何条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
2
- 3 表や様式の改正の場合も、同様の方法により改正が行われる。

【鳥取県の方式の問題点】

- 1 改正しようとする字句の特定が正確にできているかどうか、また、それが立法者の意図どおり正確に改正されるかという問題点がある。
 - (1)内閣法制局方式の改正は、改正しようとする字句を「」で引用することにより、正確に特定して改正（訂正、追加、削除）が行われる。条項号の移動等の場合も、その条項号名を特定して、移動等が行われる。
 - (2)一方、鳥取県方式は、「次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。」という字句の訂正のものならば格別、字句の訂正、追加や削除が混在する場合には、「次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、

改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を「加える。」といった改正文となっており、「改正部分に対応する改正後部分」などといった表記では、一体どこを指すのか不明確であり、複雑な改正の場合は、対応関係が分からなくなるのではないと思われる。

また、条、項、号の移動についても、同様のことが言える。

2 表や様式の改正の方式が未熟であるという問題点がある。

(1)内閣法制局方式では、表や様式も、一部改正の場合は、改正部分を「」で引用して改正される。

(2)一方、鳥取県方式では、表や様式の改正は、「改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める」というように、本来太線で囲まれている表ではないのに、特定のため便宜的に「太線で囲まれた部分」と呼ぶという方式をとっており、改正部分が実際に太線で囲まれていると誤解されるおそれや、表が太線で囲まれた形で改正されるおそれがあり適当でない。

他 県 等 の 状 況

1 他県の状況

- (1) 実施済み・・・1県（鳥取県）
- (2) 検討したが現行のままとする・・・4県（宮城県、神奈川県、三重県、長崎県）

主な理由：①確立された改正技法がない（法制執務全体の見直しが必要）。

②引用条項のずれや様式の一部の改正の場合、改正をしない部分の量が改正部分に比べて大きくなる。

③県報の紙面が増える。

④国と改正方法（法制執務）が違うことになり、官報を見なくなる（見ても分からなくなる）。

- (3) 現行のまま（未検討）・・・その他42都道府県

2 内閣法制局の状況

現在の法律改正の形式については、既に立方技術として確立しており、これを変更する考えはない。